

Q & A

1 対象者について

番号	質問	回答
①	応募できるのはどのような人ですか。	応募日において、川西町に住民登録のある人です。一世帯対象製品いずれか1回限りの応募となります。
②	一世帯とはどこまでの範囲をいいますか。	住民票謄本に記載されている世帯構成員が一世帯です。
③	川西町内に居住していれば、住民票が川西町にならない場合でも応募できますか。	できません。 応募日において、川西町に住民登録のある人が応募できます。
④	購入者と応募者が異なる場合応募できますか。	できません。 購入者が応募する必要があります。 応募者・購入者・使用者・家電リサイクル券排出者がすべて同じとなっている必要があります。
⑤	川西町に住民票がありますが、対象製品設置場所が町外の場合応募できますか。	できません。 購入者自らが居住する川西町内の住宅に設置する必要があります。
⑥	店舗付き住宅の店舗部分で対象製品の買換えを行った場合応募できますか。	できません。 住宅部分で対象製品の買換えを行った場合応募できます。
⑦	二世帯住宅の場合それぞれの世帯で応募できますか。	できます。 住民登録上の世帯分離をしている場合は、それぞれの世帯で応募することができます。 ただし、住民登録上の世帯分離をしていない場合で、実態として家計等を別になっている場合であってもそれぞれの世帯での応募はできず、対象製品いずれか1回限りの応募となります。
⑧	事業用に対象製品を買い換える場合応募できますか。	できません。 企業（法人）や店舗、個人が事業用に使用する目的で買換えを行う場合応募できません。

2 対象製品について

番号	質問	回答
①	応募できる家電はどのような製品ですか。	省エネ基準達成率100%以上のエアコン（目標年度：2027年度） 省エネ基準達成率100%以上の電気冷蔵庫（目標年度：2021年度） の製品です。
②	対象製品の省エネ基準達成率はどこで確認できますか。	「省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/)」で確認できます。

③	応募できる家電の金額はいくらですか。	1台あたりの本体購入価格が税抜10万円以上です。 ただし、次の費用は除きます。 ・対象製品の設置に要する工事、部品、付帯設備等の費用及び運搬料 ・既設機器の撤去及びリサイクル処理に要する費用 ・店舗等の独自のポイントやクーポン割引
④	リース品やレンタル品は応募できますか。	できません。
⑤	リユース品は応募できますか。	できません。 新品かつ未使用品である必要があります。
⑥	電気冷蔵庫は応募できますか。	できません。
⑦	エアコンをリサイクル処理（※）して電気冷蔵庫を購入した場合応募できますか。 ※リサイクル処理については、⑫を確認ください。	できません。 エアコンをリサイクル処理（応募時に家電リサイクル券排出者控の写しを提出する必要があります。）し、エアコンを購入するといった同種の買換えをおこなった場合応募できます。
⑧	エアコンと電気冷蔵庫どちらもリサイクル処理（※）して買い換えた場合それぞれで応募できますか。 ※リサイクル処理については、⑫を確認ください。	できません。 一世帯対象製品いずれか1回限りの応募となります。 1台あたりの本体購入価格が税抜10万円以上になっているどちらか一方で応募してください。
⑨	電気冷蔵庫2台をリサイクル処理（※）して、4万円と8万円の電気冷蔵庫を2台購入した場合応募できますか。 ※リサイクル処理については、⑫を確認ください。	できません。 1台あたりの本体購入価格が税抜10万円以上になっている必要があります。
⑩	電気冷蔵庫を知人に譲渡またはリサイクルショップ等に売却して、新たに電気冷蔵庫を購入した場合応募できますか。	できません。 リサイクル処理（※）行った買換えが対象となります。 ※リサイクル処理については、⑫を確認ください。
⑪	特定家庭用機器再商品化法とはどのような法律ですか。	家電リサイクル法のこと、一般家庭等から排出された家電製品（エアコン、電気冷蔵庫等）から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。
⑫	リサイクル処理とはどのような処理方法ですか。	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく処理方法です。 処理は、購入する店舗等に引き取りを依頼する方法と郵便局振込方式で料金を支払い指定引取場所に直接持ち込む方法とがあります。いずれの場合でも、「家電リサイクル券排出者控え」を必ず受領し、応募の際その写しを提出してください。

⑬	応募者と家電リサイクル券排出者が異なる場合応募できますか。	できません。 応募者と家電リサイクル券排出者は同じである必要があります。
⑭	他の補助金等と併用することはできますか。	できません。 国、県その他団体等による補助金等と併用することはできません。

3 実施期間について

番号	質問	回答
①	実施期間はいつですか。	購入・設置対象期間は、令和7年4月1日から10月31日までです。応募期間は、令和7年5月1日から12月26日までです。 先着順に受け付け、予算上限に達し次第早期に終了する場合があります。
②	令和7年4月1日（購入・設置対象期間）より前に購入した場合応募できますか。 （例）購入・設置日 令和7年3月31日	できません。 令和7年4月1日から令和7年12月26日までの間に購入及び設置を完了する必要があります。
③	令和7年4月1日（購入・設置対象期間）以降に購入しましたが、設置が12月26日を過ぎてしまった場合応募できますか。 （例）購入日 令和7年12月21日 設置日 令和7年12月28日	できません。 令和7年4月1日から令和7年12月26日までの間に設置を完了する必要があります。
④	令和7年4月1日より前にリサイクル処理（※）し、令和7年4月1日より後に同種の対象製品に買い換えた場合応募できますか。 （例）リサイクル処理日 令和7年3月28日 購入日 令和7年4月5日 設置日 令和7年4月8日 ※リサイクル処理については、2対象製品についての⑫を確認ください。	できません。 令和7年4月1日から令和7年12月26日までの間に買い換え前の対象製品をリサイクル処理（応募時に家電リサイクル券排出者控の写しを提出する必要があります。）する必要があります。

4 対象店舗について

番号	質問	回答
①	購入する店舗等に指定はありますか。	川西町内の店舗または事業所で購入する必要があります。 インターネットや通信販売で購入した場合は応募できません。
②	インターネットや通信販売で対象製品を購入した場合応募できますか。	できません。 川西町内の店舗または事業所で購入する必要があります。
③	住宅のリフォーム工事と合わせて対象製品を設置する場合応募できますか。	施工業者が川西町内の業者の場合は応募できます。ただし、対象製品の購入費用と他の工事費用（リフォーム費用）等の金額を明確に分けて明示してください。

④	対象製品の支払い時、店舗等の独自ポイントやクーポン割引を使用できますか。	できます。 ただし、割引適用後の金額が本体購入価格が税抜10万円以上となっている必要があります。
⑤	対象製品の支払い時、クレジットカードや電子マネー決済を使用できますか。	できます。 ただし、応募時にレシートまたは領収書の写しの提出が必要となりますので、購入店舗に領収書の発行を依頼してください。

5 応募書類について

番号	質問	回答
①	どのように応募すればいいですか。	応募用紙に必要書類を添付し、川西町住民課環境担当まで持参または郵送により提出ください。 応募用紙は、対象店舗に設置のほか町ホームページ (https://www.town.kawanishi.yamagata.jp/kurashi/seikatsukankyo/shoene2025.html) からダウンロードできます。
②	応募回数に制限はありますか。	一世帯対象製品いずれか1回限りの応募となります。
③	製造事業者（メーカー）が発行する製品保証書の写しの代わりに、販売店舗等が発行する保証書の写しを提出することはできますか。	できません。 新品の購入であることの確認を兼ねていますので、製造事業者（メーカー）が発行する製品保証書の写しを提出する必要があります。
④	対象製品設置に係る証明書又は誓約書とはどのような書類ですか。	応募者の住所地に対象製品を設置したかを確認する書類です。設置を購入店舗で行った場合は、購入店舗に設置の証明を求めてください。設置を自身で行った場合は、誓約書に必要事項を記入し、自筆にて署名するか押印し、応募用紙とともに提出してください。 対象製品設置に係る証明書又は誓約書は、町ホームページ (https://www.town.kawanishi.yamagata.jp/kurashi/seikatsukankyo/shoene2025.html) からダウンロードできます

6 キャンペーン特典について

番号	質問	回答
①	キャンペーン特典はどのようなものですか。	応募いただいた方に先着で3万円分の川西町デコ活応援券をプレゼントします。 川西町デコ活応援券は、川西町が発行するデジタル地域通貨「ダリヤPay」を利用した電子商品券（QRコードを付した専用紙カード）です。
②	川西町デコ活応援券とはどのようなものですか。	川西町デコ活応援券は、川西町が発行するデジタル地域通貨「ダリヤPay」を利用した電子商品券（QRコードを付した専用紙カード）です。

③	川西町デコ活応援券の利用期限を教えてください。	送付された日から令和8年2月28日までです。利用期限後の使用は出来ませんので、お早めにご利用ください。また、払い戻しや返金も出来ませんので、あらかじめご了承ください。
④	川西町デコ活応援券の利用方法を教えてください。	川西町が発行するデジタル地域通貨「ダリヤPay」に準じています。詳しくは、町ホームページ(https://www.town.kawanishi.yamagata.jp/sangyo/syokogyo/2023-1004-1713-24.html)をご確認ください。
⑤	川西町デコ活応援券は応募してからどれくらいで届きますか。	応募いただいてから概ね2か月程度を想定しています。簡易書留でお送りする予定です。
⑥	川西町デコ活応援券が届きましたが、不在のため受け取りができませんでした。どのように対応すればいいですか。	「郵便物等ご不在等連絡票」に記載のある連絡先に連絡し、再配達を依頼し期限内の受け取りをお願いします。 不在等により受け取りがなされないまま1か月を経過したときは、応援券の交付を取り消す場合がありますのでご注意ください。

7 その他

番号	質問	回答
①	事業目的は何ですか。	家庭におけるエネルギー等の物価高騰による経済的負担の軽減と温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的としています。
②	予算規模を教えてください。	予算額は450万円で、150人（世帯）への交付を予定しています。
③	財源は何ですか。	国が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう交付する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。